

「障がい者(児)タクシー料金助成利用券」と
「高齢者タクシー料金助成利用券」の交付について



令和4年4月1日から利用できる各タクシー料金助成利用券は、令和4年3月22日(火)から交付申請の受付を始めます。交付を希望される方は、担当課で手続きをしてください。

券名	障がい者(児)タクシー料金助成利用券	高齢者タクシー料金助成利用券
対象	◇身体障がい者手帳1級・2級の方 ◇療育手帳A判定の方 ◇精神障がい者保健福祉手帳1級の方 ※「高齢者タクシー料金助成利用券」との併用はできません。	世帯全員が市民税非課税で以下のいずれかの要件に該当する方 ①介護認定を受けた方で一定の基準に該当している方 ②65歳以上で上記①に準ずる状態の方 ※「障がい者(児)タクシー料金助成利用券」との併用はできません。また、施設等に入所している方は対象外です。
助成内容	市指定のタクシー会社を利用した場合に基本料金の一部を助成します。年間24回分の利用券を交付します。	介護保険の要介護認定4・5の方で、市民税非課税世帯の方は、24回利用後に追加で24回分の利用券の交付を受けることができます。
申請方法	各種障がい者手帳をお持ちのうえ、地域福祉課で申請してください。 ☎84-0643	各種障がい者手帳(お持ちの方のみ)をお持ちのうえ、高齢介護課で申請してください。 ☎84-0644(3月28日以降 ☎84-0648) ※3月28日以降、問い合わせ先が変わりますのでご注意ください。

「バス特別乗車証」からの切り替えについて

バス特別乗車証からタクシー料金助成利用券への切り替えを希望される方は、3月31日(木)までに地域福祉課で申請してください。なお、年度途中での切り替えはできませんので、ご注意ください。

後期高齢者医療制度の
医療費の窓口負担割合
が変わります



10月1日から一定以上の所得のある方(75歳以上の方等)は、現役並み所得者(窓口負担割合3割)を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。変更対象となる方は、後期高齢者医療の被保険者全体の約20%です。ご自分の負担割合については、9月頃に届く新しい保険証でご確認ください。制度に関するご質問は**後期高齢者窓口負担割合コールセンター**(☎0120-00021719)へお問い合わせください。(令和4年3月31日まで)
☎84-0652 国保年金課医療福祉担当



国民年金学生納付
特例のお知らせ



20歳以上の学生も国民年金に加入し、保険料を納付する義務があります。ただし、所得が基準額以下の学生の方は、申請により保険料の納付が猶予されます。

対象

大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校(一年以上の課程に限る)などに在学する20歳以上の学生であつて、所得が一定基準以下の方
※夜間・定時制課程、通信制課程の学生も対象になります。

特例期間

令和4年4月～令和5年3月

申請

4月1日(金)以降に学生証をお持ちのうえ国保年金課で申請してください。

※毎年度申請が必要です。

※令和3年度に学生納付特例を受け、令和4年度も在学予定で申請された方は、4月初めに日本年金機構から学生納付特例申請書(ハガキ)が送付されます。引き続き申請を希望する方は、必要事項を記入のうえ、ご返送ください。

問い合わせ

国保年金課 ☎84-0653